

令和4年度使用中学校教科書（社会科歴史的分野）

採択に関する組織・手続について

令和3年5月28日
大竹市教育委員会

大竹市教育委員会は、教育関係者のみならず保護者・地域住民に対する説明責任（アカウントビリティ）を果たすため、次のような組織・手続を経て、教科書を採択する。

1 採択組織

- 市教育委員会は、選定委員会を設けるとともに、調査員を置き、それぞれの責任を明確にするとともにその機能の充実を図る。
- 選定委員会の委員に保護者や学識経験者を加える。
- 調査員は校長及び教員等とし、選定委員会の委員と重複しないこととする。

2 採択手続

- (1) 市教育委員会は、県教育委員会の指導助言等に基づき、教科書採択に係る方針等を定め、選定委員会に諮問する。〔①〕
- (2) 調査員は、令和2年度において選定委員会から示された観点に基づき、新たに発行されることになった教科書について綿密な調査研究を廿日市市と合同で行い、令和2年度において採択した教科書の調査研究結果と合わせ、選定委員会に報告する。〔②〕
- (3) 選定委員会は、調査員の報告に基づき新たに発行されることになった教科書と令和2年度において採択した教科書について審議し、その結果について理由を付し、市教育委員会に答申する。〔③〕
- (4) 市教育委員会は、新たに発行されることになった教科書と令和2年度において採択した教科書について審議し、いずれかの教科書を採択する。採択した教科書については、採択理由を明確にする。

